

相続ニュース

Vol.0115

2016年8月17日(水)

担当：MS事業部 中嶋

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

相続税の物納について

はじめに

相続税は期限以内に金銭で一括納付が原則となります。しかし、現金で一括納付することが困難な場合には、物で納める物納も認められています。今回はこの物納について紹介します。

物納とは

相続税は金銭で一括納付が原則です。しかし、現金で一括払いすることが困難な場合は、まずは、一定の条件を満たせば「延納」が認められています。相続税を分割して少しずつ支払う「延納」でも相続税を払うことができない場合には、物で納める「物納」が認められます。「延納」や「物納」を選択するには、相続税の申告期限までに申請しなければなりません。

物納が認められる条件

相続税の物納が認められるためには、次の条件を満たす必要があります。

- ①延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること
- ②申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること
- ③物納適格財産であること
- ④物納申請書及び物納手続関係書類を期限までに提出すること 相続税の物納は、上記の条件

を満たさない場合と認めてもらえません。

物納できる財産

物納には、次のように優先順位が定められています。第2、第3順位のモノはあくまでそれよりも順位が上のモノに適当なものがない場合に限られます。

第1順位 国債・地方債・不動産・船舶・特定登録美術品、

第2順位 社債・株式・証券投資信託などの受益証券、

第3順位 商品などの動産

物納財産の価格

物納により収納される財産の価額は、時価ではなく原則として相続税評価額(申告した価額)です。小規模宅地等についての相続税の特例の適用を受けた相続財産を物納する場合は、減額後の価額になりますので注意が必要です。

おわりに

物納は申請すれば必ず許可されるというのではなく、不適格な財産は物納申請が却下されることもあります。また、物納をするより、財産を相続し実際に売却して現金を手に入れた後、相続税を支払った方が、手元に残る資金が多くなる場合もあるため比較検討する必要があるでしょう。